

## もみの木福祉会 倫理綱領

私たち、もみの木福祉会職員は、利用いただく一人ひとりの皆様の心豊かな暮らしと安心できる地域生活を支える社会福祉サービスの専門職として、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚を持って、最善の社会福祉サービスの提供に努めます。ここに、倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

### 一. 「人権の擁護」

○私たちは、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にします。

○私たちは、個人や生命の尊厳を尊び、人権を守ります。

○私たちは、利用者一人ひとりの財産や個人情報の秘密を守り、適切に管理します

### 二. 「利用者主体の支援」

○私たちは、自己選択・自己決定のために必要な支援は利用者一人ひとり異なることを踏まえ、個々に応じた分かりやすい十分な説明をしたうえで、同意を得るよう努めます。

○私たちは、利用者一人ひとりが安全かつ安心できる快適な生活環境を提供できるよう努めます。

○私たちは、日々のサービスについて検証し、不服や苦情を真摯に受け止め、常に業務の改善に生かすよう、誠意を持って対応します。

### 三. 「地域との協働」

○私たちは、持てる知識や技術を活かして、地域とともに支え合う仕組みを創ります。

○私たちは、利用者一人ひとりが地域の一員として、社会生活を営むことができるよう、様々な社会参加を積極的に進めます。

○私たちは、公的サービスその他の社会資源の利用に関する情報を提供し、利用者が活用していくことを支援します。

### 四. 「職員としての心得」

○私たちは、自らの健康については、日頃から自己管理を行い、体調面・精神面を整えて仕事に臨むよう努めます。

○私たちは、優しさと思いやりに溢れた、あたたかい雰囲気を利用者一人ひとりに接するよう努めます。

○私たちは、常に自らへの問いかけを怠らず、人間的成長に努めます。

### 五. 「公正な事業活動」

○私たちは、法令等を遵守します。

○私たちは、コスト意識を持ちながら、公正・効率的な事業活動を行うよう努めます。

○私たちは、不正行為に対しては、行為の阻止に向けて行動します。